

新興感染症対応力強化事業（Q & A）

【共通項目】	
Q1	事業はいつから実施できるか。
A1	施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。
Q2	内示の時期はいつ頃になるか。
A2	当該補助金は、国費を活用した事業であり、国から内示を受けた後、県から医療機関へ内示を行います。なお、現時点で国からは6月以降に内示を行うとの連絡があります。
Q3	補助金の交付を受けたが協定を締結しない場合や、解除した場合は、どういった対応をとるのか。
A3	補助金により整備した医療機関が協定を締結しない場合や、補助金により整備した協定締結医療機関が協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金を返還していただく場合があります。
【施設整備】	
Q4	施設整備における補助対象面積はどの様に考えるか。
A4	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
Q5	「病室の感染症対策に係る整備」のメニューで、専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものという理解でよいか。その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外となるか。
A5	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。
Q6	「病室の感染対策に係る整備」のメニューの個室整備で医療用（災害用）コンテナは補助対象となるか。
A6	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
Q7	「病室の感染対策に係る整備」のメニューの個室整備にトイレのみの整備は対象となるか。
A7	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
Q8	「個人防具保管庫整備」のメニューでキャビネットや物置等の整備も補助対象になるか。
A8	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません）は、補助対象になりません。
Q9	「個人防具保管庫整備」にて基準額（上限額）で「対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円」とあるものについて、整備する対象面積には上限はあるか。
A9	上限は定められていませんが、感染症対応のための個人防護具を備蓄するための施設であるため、医療機関の規模、備蓄数量等に照らし、過大な面積でないことが必要です。

【設備整備】

Q10	補助対象品目を保有しており、古くなっているため更新（買い替えたい）が、申請できるか。
A10	買い替えのための申請はできません。新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。
Q11	「検査機器（PCR検査装置）」のメニューでは、NEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象となるか。
A11	PCR検査装置のみが対象となります。該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等で御確認をお願いします。なお、対象については、国が医療機器として承認しているものが原則となります。
Q12	PCR検査で使う試薬は対象となるか
A12	消耗品扱いのため、対象となりません。 ※消耗品や保守費用等のランニングコストは対象外です。